総 合 政 策 局 公共事業企画調整課 事 業 総 括 調 整 官

国土強靱化地域計画及び 地方ブロックにおける社会資本整備重点計画について

1. 国土強靱化地域計画について

- (1) これまでの経緯
 - H30.12.14 に国土強靭化基本計画の見直し(閣議決定)
 - 基本計画において、達成目標、実施内容、事業費等を明示した「防災・減災、 国土強靱化のための3か年緊急対策」を位置づけ
 - R1.8.2 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議(第 21 回)において、国 土強靱化予算の重点化等による地域計画の策定促進といった取組推進について 申し合わせ(別紙 1)
 - 関係府省庁において、重点化の具体的な内容について検討中
- (2) 国土強靱化地域計画の策定状況(R1.10.1 現在)
 - 都道府県:47 都道府県で策定済(100%)
 - 市区町村:117 市区町村で策定済(7%)、678 市町村で策定中(39%)(別紙2)
- (3) 今後の取り組み(都道府県へのお願い)
 - 都道府県地域計画の記載内容の充実 地域の強靱化の実効性をより高めるため、自団体や国等の関係行政機関等の個 別の事業(事業名、事業箇所)、数値目標について具体的に記載し、地域計画 の記載内容を充実
 - 市区町村地域計画の策定支援 地域計画策定・見直しへの働きかけ及び支援 国土強靱化推進室による出前講座への参加、開催のフォロー等 ※必要に応じ、地方整備局等と連携

2. 地方ブロックにおける社会資本整備重点計画について

- (1)次期地方ブロックにおける社会資本整備重点計画(地方重点計画)における中 長期的な見通しの把握に向けた調査について
 - 次期地方重点計画に記載して取り組むべき事業の事業量及び概算事業費の調査 (令和元年9月18日事務連絡発出(別紙3))
 - 調査結果等を踏まえて、来年度中地方重点計画の取りまとめ予定(案)
 - 地方ブロックインフラみらいマップを、次期地方重点の記載内容や発現が想定 されるストック効果を示すものとして、地整毎に作成し公表することを想定

事 務 連 絡 令和元年9月9日

北海道開発局 事業振興部 担当官殿 港湾空港部 担当官殿

各 地 方 整 備 局 企 画 部 担当官殿

港湾空港部 担当官殿

沖縄総合事務局 開発建設部 担当官殿

大 臣 官 房 公 共 事 業 調 査 室 総合政策局 公共事業企画調整課 国土政策局 総 合 計 画 課

国土強靱化予算の重点化等による地域の国土強靱化の取組推進について

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間 事業者が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠です。

当省においては、国土強靭化地域計画に基づき実施される取組に対し、防災・安全交付金の交付の判断にあたって一定程度配慮をしています。

今般、地域における国土強靱化の取組等を一層促進させるため、令和元年8月2日に 開催された「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議(第21回)」において、資料1及び資料2が諮られ、国土強靱化予算の重点化等について原案どおり関係府省庁に より申し合わせされたので、周知します。

なお、当該事項に沿った各事業分野における防災・安全交付金の「重点化」等の具体 的な内容については、現在本省各事業所管部局において検討が行われており、後日、そ の内容について、本省各事業所管部局より地方整備局等各事業担当部宛て連絡する予定 である旨、併せてお知らせします。

以上について、貴局内事業実施部局へ連絡いただくとともに、貴局管内都道府県及び 政令市への周知並びに都道府県を通じた市区町村への周知をお願いします。

問い合わせ先

大臣官房公共事業調査室 鴨打 総合政策局公共事業企画調整課 藤村、髙橋 国土政策局総合計画課 藤澤、羽尾

国土強靭化の推進に関する 関係府省庁連絡会議(第21回) (令和元年8月2日)

資料 1

国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による 地域の国土強靱化の取組推進について(案)

1. 趣旨

○国土強靱化地域計画(以下、「地域計画」という。)に基づき地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「重点化」「要件化」「見える化」「地方負担軽減」をすることにより、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層促進

2. 対応等

- (1)対象事業 地方公共団体等事業 (補助金・交付金事業単位 又は パッケージ単位)
- (2)対象年度・実施内容(内容は各府省庁判断)
- ■予算交付の「重点化」「要件化」

R2年度 : <u>地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業</u>に対し、これまでの

「一定程度配慮」を更に「重点配分」「優先採択」等「重点化」に。「一定程度配

慮」の対象追加を検討。

R3年度 : 地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業であることを交付要件

(想定) とする「要件化」を検討。

地域計画に明記された事業に対し、「重点配分」「優先採択」等「重点化」。

- ※災害発生等の特別な事情がある地方公共団体等の場合は別途考慮
- ※交付金制度の特性に留意し、実効性を考慮
- ※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」はこれによらず着実に実施
- ■配分方針及び配分結果の「見える化」

R2、3年度 : 府省庁ごとに配分方針を事前公表

配分結果を具体の数値等で取りまとめて事後公表

R3年度は、「要件化」事業について未策定市区町村への配分結果の通知・公表で

「配分無し」と明記することも検討



(3)関係府省庁による申し合わせ

「**重点化」「要件化」「見える化」**について、<u>関係府省庁連絡会議(8月2日開催)で申し合わ</u>せ(資料、議事概要公表)

3. 進め方と公表方法

- ① 申し合わせ事項を<u>地方公共団体向け説明会(8月開催予定)において、内閣官房より地方</u>公共団体に周知
- ② 各府省庁においても、地方出先機関等も活用し、それぞれ担当する補助金·交付金の対応方針と併せて、地方公共団体に周知
- ③ ①②の機会等において、市区町村等に地域計画の早期策定を促す
- ④ 各府省庁による重点配分状況について <u>R2年度予算措置の実績(予算額等)</u>を内閣官房において取りまとめ、R2年7月目途(関係府省庁連絡会議)に公表

4. 地域計画の早期策定に向けた支援策等

- ●地域計画策定用ツールの提供、出前講座、個別助言等の支援 (策定手法の例示)
 - ・ 段階的策定(最も切迫している災害を先行しその他については追って拡充等)
 - 複数市町村による合同策定
 - ・ 都道府県計画に事業が明記されている場合、当該計画と整合的な市区町村の地域計画 (個別事業記載なし)の策定 等
- ●地域計画に基づき地方公共団体が実施する補助金・交付金事業に対して、国による取組状況を踏まえ、地方負担の軽減についても内閣官房及び関係府省庁が連携して検討

(参考)国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」(イメ―ジ)



地方公共団体等が実施する国土強靱化関係の補助金・交付金事業に対して、国土強靱化予算の「重点化」 「要件化」「見える化」等により、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層促進

【令和元年度】

【令和2年度】

【令和3年度(想定)】

又は明記された事業であることを交付要件と

く重点化、要件化>

地域計画に基づき実施される取組 ===== 又は明記された事業に対して「重点配分」

重点化

要件化

地域計画に明記された事業 「「 に対して「重点配分」「優先採択」等

地域計画に基づき実施される取組

する「要件化」を検討

地域計画に基づき実施される取組に対して「一定程度配慮」

地域計画に基づき実施される取組 に対して「一定程度配慮」(対象追加を検討)

地域計画に基づき実施される取組 に対して「一定程度配慮」(対象追加を検討)

<見える化>

(8月)

- 関係府省庁連絡 会議で申合せ
- ・地方公共団体に 周知 (「重点化」「要件 化」「見える化」等)

(12月~)

- ・地域計画策定 状況を確認
- ・R2年度予算 府省庁ごとに配分 方針の公表 (「重点化」等)

(7月目涂)

「優先採択」等

見える化

・関係府省庁連絡会議 でR2年度予算の 「重点配分」状況について 実績(予算額等)を 取りまとめ・公表 (12月~)

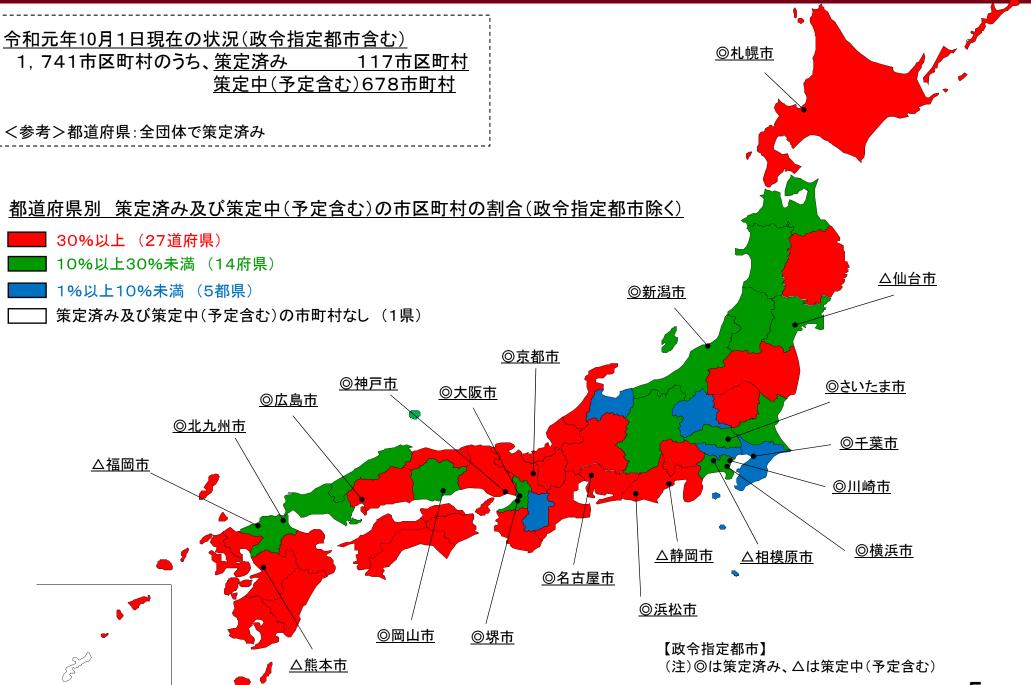
- 地域計画策定 状況を確認
- ・R3年度予算 府省庁ごとに配分 方針の公表 (「重点化」「要件 化」等)_ト

(次年度も同様) 見える化

※「要件化」した事業に ついて、未策定市区町村 への配分結果の通知・ 公表で「配分無し」と明記 することも検討

国土強靱化推進室、都道府県による地域計画の早期策定支援

4



事 務 連 絡 令和元年9月18日

地方整備局・地方運輸局等・地方航空局・管区海上保安本部 地方重点計画 担当官各位

大 臣 官 房 官庁営繕部 計画課

公共事業調査室

総 合 政 策 局 公共事業企画調整課

都 市 局 都市計画課

都市安全課

市街地整備課

街路交通施設課

公園緑地·景観課

水管理·国土保全局 河川計画課

下水道部 下水道事業課

道 路 局 企画課

鉄 道 局 施設課

港湾局計画課

海岸·防災課

航 空 局 空港計画課

空港技術課

海 上 保 安 庁 交通部企画課

地方ブロックの社会資本整備重点計画における国土強靭化およびインフラ長寿命化等に係る 対策の中長期的な見通しの把握に向けた調査について(依頼)

標記について、下記のとおり対応をお願いします。

記

- 1. 調査内容:別紙1のとおり
- 2. 提出期限: 令和元年 11 月 29 日 (金)
- 3. 提出方法: 地整等毎に事業分野別にとりまとめの上、本省事業所管部局・地整等企画部 宛提出
- 4. 提出・問い合わせ先:別紙2のとおり

以上